



# 鳥取県公報

平成 24 年 4 月 17 日 (火)  
第 8 3 8 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (290) (福祉保健課) . . . . . 2 家畜検査手数料の徴収及び収納の事務の委託 (291) (畜産課) . . . . . 2 県営土地改良事業計画の決定 (292) (農地・水保全課) . . . . . 2 保安林の指定の解除予定 (293) (森林・林業総室) . . . . . 3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (294) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3 開発行為に関する工事の完了 (295) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 3 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (296) (会計指導課) . . . . . 4
◇ 教委告示	平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針 (8) (特別支援教育課) . . . . . 4
◇ 病院局告示	鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納事務の委託 (1) (総務課) . . . . . 6 鳥取県立厚生病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納事務の委託 (2) (〃) . . . . . 7
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (公園自然課) . . . . . 7 狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) . . . . . 9 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 11
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (業務効率推進課) . . . . . 11 随意契約の相手方の決定 (会計指導課) . . . . . 14 落札者の決定 (集中業務課) . . . . . 15
◇ 正 誤	平成24年 3 月 30 日付鳥取県訓令第 2 号中訂正 . . . . . 15

# 告 示

## 鳥取県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
岡村 稀隆	鳥取市岩倉372-37	レイス治療院鳥取	鳥取市雲山225-13	平成24年 4 月 9 日
加嶋 景子	東伯郡湯梨浜町大字田後351	レイス治療院倉吉	倉吉市宮川町188-9	〃

## 鳥取県告示第291号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜検査手数料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
大山乳業農業協同組合
- 2 委託した家畜検査手数料  
平成24年 3 月 6 日付鳥取県告示第137号で命じた検査のうち、大山乳業農業協同組合の組合員から徴収するブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査に係る手数料
- 3 委託期間  
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

## 鳥取県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業福部地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年 4 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成24年 4 月17日から同年 5 月 7 日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第293号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字北谷口756の31、756の32、字北谷南谷757の156、757の157、757の159から757の162まで

## 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

**鳥取県告示第294号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第2条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「旧法」という。）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、整備法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月17日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	障害者福祉センター あさひ園	鳥取市湖山町西三丁目 113-1	就労移行支援、自立 訓練（生活訓練）、 就労継続支援B型	平成24年 3月31日

**鳥取県告示第295号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成23年 4 月 7 日 鳥取県指令第201000212133号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市竹内町字藪田原
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市上道町3000  
境港市土地開発公社 理事長 中村 勝治

#### 鳥取県告示第296号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県県土整備部道路企画課  
課長補佐 金澤 明生  
係長 森 朋子  
主事 引田 大治
- 3 委任期間  
平成24年 4 月17日から平成25年 3 月31日まで

## 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第8号

平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成24年 4 月17日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針

- 1 基本方針  
鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜は、高等特別支援学校が、中学校又は特別支援学校等の校長から提出される調査書、検査日に実施する諸検査及び面接により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。
- 2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

### 3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がい<sup>さ</sup>の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校<sup>さ</sup>中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校<sup>さ</sup>高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 平成25年3月に中学校若しくは特別支援学校<sup>さ</sup>中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

### 4 入学者選抜

#### (1) 一般入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成24年11月20日（火）から同月22日（木）までとする。

受付時間は、平成24年11月20日（火）及び21日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（木）は午前9時から正午までとする。

#### イ 実施期日

平成24年12月11日（火）及び12日（水）（ただし、面接は、平成24年12月12日（水）とする。）

#### ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

##### a 実施教科

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握するため、次のとおり学力検査1及び学力検査2を行う。検査内容は、特別支援学校<sup>さ</sup>小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校<sup>さ</sup>中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

##### (a) 学力検査1

読み、書き、計算等の内容を中心に取り上げ、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力を総合的に評価する。

##### (b) 学力検査2

各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用する能力を総合的に評価する。

##### b 検査時間

学力検査1及び学力検査2の検査時間は、各45分間とする。

##### c 配点

学力検査1及び学力検査2の配点は、各50点とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、次により適性検査を実施する。

##### a 検査内容

作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握するため、次のとおり適性検査1及び適性検査2を行う。

##### (a) 適性検査1

作業の正確性、注意観察力、指示理解力、持続力、体力、集中力、手指の巧緻性<sup>ち</sup>等の作業遂行に必要と考えられる能力を総合的に評価する。

## (b) 適性検査 2

社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

## b 検査時間

適性検査 1 及び適性検査 2 の検査時間は、各 45 分間とする。

## c 配点

適性検査 1 及び適性検査 2 の配点は、各 50 点とする。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

## エ 選抜方法

合格者は、高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書を資料とし、総合的に判定する。

## オ 合格発表

平成 24 年 12 月 20 日 (木)

## カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成 25 年 1 月 8 日 (火) までに、中学校、特別支援学校又は中等教育学校等の校長を経由して高等特別支援学校長に提出する。なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

## キ 繰上合格

高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

## (2) 再募集入学者選抜

高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

## ア 出願期間

平成 25 年 1 月 15 日 (火) 及び 16 日 (水) とする。

受付時間は、平成 25 年 1 月 15 日 (火) は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 16 日 (水) は午前 9 時から正午までとする。

## イ 実施期日

平成 25 年 1 月 24 日 (木)

## ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

## エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

## オ 合格発表

平成 25 年 1 月 30 日 (水)

## 5 その他

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。

---

## 病 院 局 告 示

### 鳥取県病院局告示第 1 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 1 委託の相手  
富士総合警備保障株式会社
- 2 委託期間  
平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

**鳥取県病院局告示第 2 号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に基づき、鳥取県立厚生病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成24年 4 月17日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 1 委託の相手  
株式会社コアズ鳥取支社
- 2 委託期間  
平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

**公 告**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年 4 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 受験対象者  
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの
- 2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成24年 7 月 8 日（日）	午前 9 時30分から午後 5 時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
平成24年 7 月 29 日（日）	〃	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂ほか
平成24年 8 月 26 日（日）	〃	倉吉会場（1 回目） 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

平成24年12月2日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
---------------	---	---

## 3 試験

## (1) 科目

- ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）
- ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

## (2) 時間

6時間30分

## 4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚（受験票返送用）

## 5 申込受付期間

平成24年5月7日（月）から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 平成24年6月29日（金）
- (2) 鳥取会場 平成24年7月20日（金）
- (3) 倉吉会場（1回目） 平成24年8月17日（金）
- (4) 倉吉会場（2回目） 平成24年11月22日（木）

## 6 狩猟免許手数料及びその納付方法

## (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

- ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
- イ その他の者 4,300円

## (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの

- ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
- イ その他の者 5,200円

## (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成24年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 東部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成24年 7 月 31 日（火）	午前 9 時から 午後 1 時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。）又は岩美郡岩美町に住所を有する者
平成24年 8 月 1 日（水）	〃	〃	鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市の区域に限る。）に住所を有する者
平成24年 8 月 2 日（木）	〃	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町郡家公民館大集会室	八頭郡八頭町又は智頭町に住所を有する者
平成24年 8 月 3 日（金）	〃	〃	鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）又は八頭郡若桜町に住所を有する者
平成24年 8 月 7 日（火）	〃	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市の区域に限る。）に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成24年 8 月 21 日（火）	午前 9 時から 午後 1 時まで	倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市に住所を有する者
平成24年 8 月 22 日（水）	〃	〃	東伯郡三朝町又は湯梨浜町に住所を有する者
平成24年 8 月 23 日（木）	〃	〃	東伯郡北栄町又は琴浦町に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成24年 8 月 23 日（木）	午前 9 時から 午後 1 時まで	日野郡日野町根雨140- 1 鳥取県日野総合事務所会議室棟 大会議室	日野郡日野町又は江府町に住所を有する者

平成24年 8 月 24 日 (金)	〃	〃	日野郡日南町に住所を有する者
平成24年 8 月 27 日 (月)	〃	米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市に住所を有する者
平成24年 8 月 28 日 (火)	〃	〃	西伯郡日吉津村、大山町又は伯耆町に住所を有する者
平成24年 8 月 29 日 (水)	〃	〃	境港市又は西伯郡南部町に住所を有する者

## 3 講習

## (1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

## (2) 時間

3時間

## 4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

## 5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚（受検票返送用。郵送により申請する者のみ）

## 6 申込受付期間

平成24年6月18日（月）から各総合事務所ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 東部総合事務所管内 平成24年7月23日（月）
- (2) 中部総合事務所管内 平成24年8月10日（金）
- (3) 西部総合事務所管内 平成24年8月10日（金）

## 7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,800円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3675

中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年 4 月17日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

#### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

#### 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年 5 月11日 午前 9 時から 午後 1 時30分まで	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃 等に適合する実包	5 人

#### 3 講習科目

##### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

##### (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

#### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

#### 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

#### 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

#### 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年 4 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県業務刷新プロジェクト事業支援委託業務

(2) 業務の目的

本件業務は、カイゼン、見える化及び標準化により業務改善を進めている行政改革の一体的な流れの中で、特に全庁的に大きな業務改善成果が期待される基幹業務（財務会計、税務及び給与の業務）の業務改革を推進し、全国でも最先端の業務効率化を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

本件業務の概要は、下記のとおりとし、詳細は仕様書による。

ア 事業実施計画の作成

イ 情報の収集

ウ 分析手法等の指導

エ 現行業務の調査及び分析の支援

オ 課題の抽出及び業務見直しの実施

(4) 業務実施場所 鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課 他

(5) 履行期間 契約の日から平成25年 3 月22日（金）まで

(6) 予算額 8,640千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の監査・コンサルティングに登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年 4 月24日（火）午後 5 時までに 5 の(2)の場所に提出すること。

(4) 平成24年 4 月17日（火）から同年 5 月 9 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月17日付第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 平成24年 4 月17日（火）から同年 5 月 9 日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

## 3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の提出後、企画提案者に別途通知する日に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングでは、企画提案者による提案内容の概要説明等を行い、鳥取県業務刷新プロジェクト事業支援委託業務審査会（以下「審査会」という。）の審査委員等による企画提案書等の内容の確認、質問等を行う。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

- (2) 審査会の審査委員は、県職員 2 名及び学識経験者等 3 名により構成する。
- (3) 企画提案書の評価は、(1)の結果を踏まえ審査会において、鳥取県業務刷新プロジェクト事業支援委託業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める評価項目ごとに別に定める評価基準及び評価方法に基づき各審査委員が行う。

#### 4 最優秀提案者の選定

3による各審査委員の評点得点の合計が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。また、複数の企画提案者の得点が同点となった場合は、審査委員の多数決で順位を決定する。

#### 5 担当部局等

##### (1) 担当部局（企画提案書等の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課

電話 0857-26-7618

ファクシミリ 0857-26-7616

電子メール gyomukouritsu@pref.tottori.jp

##### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

##### (3) 実施要領の交付

実施要領は、平成24年4月17日（火）から同年5月9日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/194059.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

###### ア 交付期間及び時間

平成24年4月17日（火）から同年5月9日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

###### イ 交付場所及び問合せ先

(1)に同じ。

##### (4) 企画提案書等の書類の提出

###### ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、実施要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

###### イ 提出期間及び時間

平成24年4月17日（火）から同年5月9日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、平成24年5月9日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

###### ウ 提出場所

(1)に同じ。

##### (5) 質問の受付

企画提案書等の作成その他この公募型プロポーザルに関する質問は、質問書（任意様式）を作成し、持参、ファクシミリ又は電子メールにより(1)の場所に提出することとし、口頭による質問は受け付けられないものと

する。

ア 質問の受付期限

平成24年 4 月 24 日（火）正午

イ 質問に対する回答

平成24年 5 月 1 日（火）までに、質問を提出した者に対して、ファクシミリ又は電子メールにより回答するとともに、質問及び回答の内容をインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3363>）に掲載する。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

7 その他

(1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱いは次のとおりとする。

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては企画提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ 県は企画提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 審査委員に事前に本件について働きかけを行った者については失格とする。

(7) この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 調達件名及び数量       | 財務会計システム運營業務委託 一式   |
| 2 契約方式           | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成24年 3 月 19 日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50  |
| 5 契約金額           | 158,390,400 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由      | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。<br>(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称    | 鳥取県会計管理者会計局会計指導課  |

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 平成24年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき207,000部 12回発行 |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                                   |
| 3 落 札 日                | 平成24年3月26日                               |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 中央印刷株式会社<br>鳥取市南栄町34                     |
| 5 落 札 金 額              | 20,265,714円（消費税及び地方消費税の額を含む。）            |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成24年2月14日                               |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                                 |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室<br>鳥取市東町一丁目220  |

## 正 誤

平成24年3月30日付号外第37号の鳥取県訓令第2号（鳥取県文書の管理に関する規程）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 下から16

誤 （平成26年鳥取県訓令甲第21号）

正 （昭和26年鳥取県訓令甲第21号）